証券コード　2340
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町二丁目４番地
株式会社　極　楽　湯
代表取締役社長　新　川　隆　丈

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
（受付：午前９時、開場：午前９時30分）

２．場　　所　東京都千代田区隼町１番１号
グランドアーク半蔵門　３階　光の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　１　第36期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２　第36期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　監査役２名選任の件

第４号議案　社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面が提出された場合において、各議案についての賛否の表示がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.gokurakuyu.ne.jp/)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策を背景に、全体としては緩やかな回復基調が見られました。一方、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動や実質所得の減少に加え、急激な円安による一般消費財やエネルギー等の価格上昇もあり、消費者マインドは停滞の域を抜け出せない先行き不透明な状況となりました。

国内の温浴業界におきましても、消費税率引上げによる消費マインドの低下、夏場の天候不順による客数減、エネルギーや原材料をはじめとする諸コストの増大等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は、お客様のニーズの変化をいち早く感じとり迅速に対応できる企業としての総合力をさらに高めるべく、より一層の安心・安全そして高品質なサービスを提供することに取り組んでまいりました。

国内では４月に「極楽湯 水戸店」、８月に新ブランド・新コンセプトとなる「RAKU SPA鶴見」を新たに出店し、10月に「極楽湯 浜松佐鳴台店」を直営化いたしました。

海外（中国）におきましては、平成25年２月にオープンした上海１号店において日本国内と同等の水準の接客レベルや衛生管理をはじめとする店舗運営力が高く評価されたことで、極楽湯ブランドの認知度はより一層向上いたしました。また、平成27年２月には上海２号店をオープンいたしました。

以上の結果、連結売上高は12,051百万円（前期比19.9％増）、営業利益は186百万円（前期営業損失51百万円）、経常利益は204百万円（前期比422.2％増）、当期純利益は111百万円（前期当期純損失398百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

① 日本

当セグメントにおきましては、売上高10,558百万円（前期比14.7％増）、セグメント利益（営業利益）は250百万円（前期比19.0％減）となりました。

第４四半期以降は、天候にも恵まれ、来店客数に回復の兆しが見られ、「極楽湯 水戸店」「RAKU SPA鶴見」の新規オープン、「極楽湯 浜松佐鳴台店」の直営化により売上高は増加しました。また、セグメント利益は、上期の来店客数の減少、エネルギーや原材料などの諸コストの増大をお客様単価の上昇等でカバーするまでに至らなかったことに加え、新店の出店費用を計上したことにより250百

万円となりました。
② 中国
当セグメントにおきましては、売上高1,557百万円（前期比75.3%増）、セグメント利益（営業利益）は135百万円（前期セグメント損失163百万円）となりました。
中国における業績も国内と同様に季節的変動があり、10月～12月（日本の第４四半期に当たる）は業績が好調な時期であります。また、上海（中国）において極楽湯ブランドが浸透する中、積極的な営業活動や施策を行った結果、前期を上回る来店客数につなげることができました。その結果、累計期間（１月～12月）では、特に春節（旧正月である２月上旬）期間の業績が好調であったことに加え、当事業年度を通して収益計上に寄与したため、売上、利益ともに大幅に改善いたしました。

(次期の見通し)
国内では引き続き景気回復の期待はあるものの、原燃料価格の上昇をはじめとする諸コストの増大や更なる消費税引上げを控えた個人消費の伸び悩みに加え、地政学的リスクに伴う世界経済の下振れなど、予断を許さない状況が続くものと予想されます。当社はその影響を最小限にとどめるべく、“安心・安全の徹底”や“心からのおもてなし”によるサービスの更なる向上に加え、更なるコストの適正化や既存顧客との信頼関係の強化と新規顧客の開拓に真摯に取り組んでまいります。また、国内外における店舗展開につきましても、新たなチャレンジ、新たな価値創造を積極的に推進してまいります。
① 日本
生産性や顧客満足度の更なる向上のため、システム投資や大型改修を行う予定であります。また、新店（「極楽湯 水戸店」、「RAKU SPA鶴見」）の営業が次期の事業年度を通して収益計上に寄与することで売上高は維持できると考えますが、システム投資やリニューアルの費用の計上により減益は避けられない見通しです。
② 中国
上海２号店の売上が次期の事業年度を通して収益計上に寄与するため売上増になると考えますが、為替変動リスクや新規出店のための先行投資等も見込まれるため当期と同じ利益水準になる見込みです。

(2) 会社の対処すべき課題

① 出店戦略の再構築

国内においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

海外においては、海外１号店「極楽湯 碧雲温泉館」（中国上海市）及び海外２号店「極楽湯 金沙江温泉館」（中国上海市）に続く直営店の出店に向けて準備を進めて行くと共に、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

② 人材の確保・育成

国内においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できうる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、海外においては、“安心・安全”や“心からのおもてなし”など当社の根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深め、適正な店舗運営を行っていくためにも、日中相互の人材交流に加え、採用強化による適切な人材の確保及び徹底した指導・育成に取り組んでまいります。

③ 衛生管理及び設備の維持管理

当業界におきましては、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。当社では、お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底いたします。また、施設の経年劣化に伴い設備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

④ 新形態の温浴施設の開発

当社がこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かすことに加え、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設開発を国内外で展開することに積極的に取り組んでまいります。

⑤　子会社の経営

中国での事業展開を統括する会社「Gokurakuyu China Holdings Limited（中国語名：極楽湯中国控股有限公司)」を香港に設立し、その株式の過半数を当社が保有しています。今後は、事業パートナーと中国でスピード感をもって新規出店をできるよう努めてまいります。

今後も当社ブランド力の向上及び当社グループ業績への貢献を図るために、中国における事業展開を円滑に推進し、適正かつ安定的な経営を行ってまいります。

その他、「大連極楽温泉開発技術諮詢有限公司（当社100％子会社)」（中国大連市）は、中国での温浴事業にかかる情報収集の役目を終えたので解散いたしました。

(3) 内部管理体制の整備

取締役会において経営基本方針及び業務上の重要事項を協議、決定すると共に、効率的に経営を執行するため、執行役員会や部長会等の重要な会議体における、相互の連携及び牽制により、コンプライアンスをはじめリスク情報の共有とコーポレート・ガバナンス施策実施の推進並びに意思統一を図っております。また、内部統制機能の整備を含む社内規程の整備につきましては、必要規程を策定しておりますが、関係法令の改正等がある場合は、これに適宜対応してまいります。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は2,780,419千円で、その主なものは次のとおりであります。

区分	内容	金額
建物等	子会社 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司「金沙江温泉館」の建設・設備等	1,088,569千円
建物等	当社 「RAKU SPA鶴見」の建設・設備等	1,300,363千円

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては主に通常の借入れで、設備投資の資金は自己資金と借入金をもって充当いたしました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はございません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はございません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はございません。

(10) 財産及び損益の状況の推移
① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第33期 平成24年3月期	第34期 平成25年3月期	第35期 平成26年3月期	第36期 平成27年3月期
売上高	9,947,890	9,923,591	10,051,440	12,051,425
経常利益	215,721	378,185	39,134	204,351
当期純利益又は当期純損失(△)	102,254	114,620	△398,993	111,184
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	9.65円	10.90円	△40.13円	9.15円
総資産	11,263,967	10,769,443	13,908,808	16,385,627
純資産	4,279,494	4,097,403	4,213,201	6,020,496

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第33期 平成24年3月期	第34期 平成25年3月期	第35期 平成26年3月期	第36期 平成27年3月期
売上高	9,937,596	9,916,384	9,207,408	10,558,228
経常利益	233,681	454,903	62,270	12,441
当期純利益又は当期純損失(△)	120,618	191,252	△393,863	13,543
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	11.39円	18.19円	△39.61円	1.11円
総資産	11,287,433	10,772,942	13,383,230	14,353,722
純資産	4,296,839	4,110,533	4,004,567	4,488,856

(11) 重要な子会社の状況（平成27年３月31日現在）

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
極楽湯中国控股有限公司	2,031,364千円	51.0%	温浴事業
極楽湯（上海）沐浴有限公司	970,000千円	51.0% (51.0%)	温浴事業
極楽湯（上海）沐浴管理有限公司	850,000千円	51.0% (51.0%)	温浴事業

（注）１ 当社の連結対象子会社は上記３社でございます。
なお、当社は平成27年３月に大連極楽温泉開発技術諮詢有限公司（当社100%子会社）を清算しております。
２ 「議決権比率」欄の（）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

(12) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」を直営店舗及びフランチャイズチェーンにて全国展開しております。フランチャイジー（加盟企業）に対しては、店舗の設計・デザイン指導及び経営ノウハウを提供しております。

また、中国をはじめとする海外への展開にも取り組んでおります。

(13) 企業集団の主要拠点等

当社本社　　東京都千代田区

店舗　　直営店　24店舗（宇都宮、彦根、幸手、柏、茨木、堺泉北、和光、大和橿原、金沢野々市、横浜芹が谷、豊橋、青森、多摩センター、福井、津、宮崎、三島、千葉稲毛、吹田、上尾、奈良、水戸、RAKU SPA鶴見、浜松佐鳴台）

ＦＣ店　15店舗

海外　　２店舗

極楽湯中国控股有限公司　香港

極楽湯（上海）沐浴有限公司　中国上海市

極楽湯（上海）沐浴管理有限公司　中国上海市

(14) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の使用人数

使用人数	前期末比増減
525名	＋146名

(注) 使用人数が前期末に比較して増加しておりますが、これは、極楽湯（上海）沐浴管理有限公司の業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132名	―名	34.5歳	6.5年

(注) 上記使用人数には、パートタイマー762名は含まれておりません。

(15) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,183,300
株式会社みずほ銀行	1,166,402
株式会社りそな銀行	806,720
株式会社常陽銀行	565,600
株式会社千葉銀行	475,000
株式会社商工組合中央金庫	465,300
株式会社百十四銀行	359,000

(注) 上記の額は社債を含んでおります。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　36,500,000株

(2) 発行済株式の総数　13,670,900株

(3) 株主数　22,525名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	2,403,900株	18.84%
新川隆丈	659,800株	5.17%
ホスピタリティファンド１号投資事業組合	535,800株	4.20%
アサヒビール株式会社	500,000株	3.92%
株式会社恒成商事	370,000株	2.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	230,500株	1.80%
日本生命保険相互会社	230,000株	1.80%
株式会社三井住友銀行	204,000株	1.59%
極楽湯役員持株会	201,500株	1.57%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	186,000株	1.45%

（注）持株比率は、自己株式（917,675株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役、その他の役員の保有する新株予約権の状況

・新株予約権の数

9,839個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式　983,900株　（新株予約権１個につき100株）

	回次	１株当たりの払込金額	行使期間	個数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第13回	205円	平成25年６月30日～平成29年６月29日	3,645個	普通株式 364,500株	５名
	第14回	228円	平成26年７月１日～平成30年６月30日	3,600個	普通株式 360,000株	５名
	2013年度株式報酬型	1円	平成25年７月13日～平成45年７月12日	618個	普通株式 61,800株	５名
	2014年度株式報酬型	1円	平成26年７月12日～平成46年７月11日	451個	普通株式 45,100株	５名
社外取締役	第13回	205円	平成25年６月30日～平成29年６月29日	75個	普通株式 7,500株	１名
	第14回	228円	平成26年７月１日～平成30年６月30日	75個	普通株式 7,500株	１名
	第15回	311円	平成27年７月１日～平成31年６月30日	75個	普通株式 7,500株	１名
	第16回	430円	平成28年７月１日～平成32年６月30日	75個	普通株式 7,500株	１名
監査役	第11回	255円	平成23年６月27日～平成27年６月26日	75個	普通株式 7,500株	１名
	第12回	260円	平成24年６月30日～平成28年６月29日	150個	普通株式 15,000株	２名
	第13回	205円	平成25年６月30日～平成29年６月29日	250個	普通株式 25,000株	３名
	第14回	228円	平成26年７月１日～平成30年６月30日	250個	普通株式 25,000株	３名
	第15回	311円	平成27年７月１日～平成31年６月30日	250個	普通株式 25,000株	３名
	第16回	430円	平成28年７月１日～平成32年６月30日	250個	普通株式 25,000株	３名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

	第16回	2014年度株式報酬型
付与対象者の区分及び数	当社社外取締役、監査役、従業員 139名	当社取締役 ５名
発行した新株予約権の数	5,810個	451個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式581,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式45,100株 （新株予約権１個につき100株）
付与日	平成26年６月26日	平成26年７月11日
１株当たりの払込金額	430円	1円
新株予約権の行使期間	平成28年７月１日 ～平成32年６月30日	平成26年７月12日 ～平成46年７月11日

・当社従業員に交付した新株予約権の状況

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	5,485個	135名

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新川　隆丈	極楽湯中国控股有限公司　Chairman
取締役	高野　透	国内事業部門統括
取締役	松本　俊二	管理部門統括
取締役	山口　猛	海外事業部門統括　兼　店舗建設部門統括 極楽湯（上海）沐浴有限公司　董事長 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司　董事長
取締役	羽塚　聡	総合企画部門統括
取締役	角替　隆志	麹町税理士法人　代表社員
常勤監査役	山田　貞一	
監査役	細木　正彦	ウィルコンサルティング株式会社　代表取締役
監査役	髙倉　隆	監査法人エムエムピージー・エーマック　代表社員

(注) 1　取締役角替隆志氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2　監査役細木正彦氏及び髙倉隆氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3　監査役細木正彦氏及び髙倉隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4　監査役髙倉隆氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	報　酬　等　の　額
取締役	6名	127,556千円（うち社外　1名　　1,945千円）
監査役	3名	10,585千円（うち社外　2名　　3,891千円）

（注）1　取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2　平成18年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円であり、これには使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。また、平成25年6月27日開催の第34期定時株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、年額300百万であります。
3　平成13年6月28日開催の第22期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。
4　平成18年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）としての報酬等の限度額は、取締役については年額200百万円、監査役については年額50百万円であります。
5　上記の額は当期中に費用処理した株式報酬費用（ストック・オプション、取締役6名に対し10,029千円、監査役3名に対し485千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行等に関する事項

当社での地位	氏　名	他の法人等の業務執行、社外役員等の兼職状況	当社での主な活動状況	責任限定契約の内容
取締役	角　替　隆　志	麹町税理士法人 代表社員	当事業年度開催の取締役会に全13回中13回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。	当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限度する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
監査役	細　木　正　彦	ウィルコンサルティング株式会社 代表取締役	当事業年度開催の取締役会に全13回中12回、監査役会に全13回中12回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。	
監査役	髙　倉　　隆	監査法人エムエムピージー・エーマック 代表社員	当事業年度開催の取締役会に全13回中13回、監査役会に全13回中13回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。	

（注）1　取締役角替隆志氏は麹町税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
2　監査役細木正彦氏はウィルコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
3　監査役髙倉隆氏は監査法人エムエムピージー・エーマックの代表社員を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＵＨＹ東京監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

18,300千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18,300千円

(注) 1 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等の合計額であります。

2 当社の海外子会社につきましては、上海建信八達会計師事務所有限公司、NAC SX Co., Certified Public Accountantsの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意によって会計監査人を解任するものとします。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、経営理念に基づく基本方針を定め、すべての役社員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めてきたが、今後、更に徹底する。

取締役会には顧問弁護士が出席し、意思決定に至る過程における法令定款違反行為を未然に防止する。

また、社長直轄のコンプライアンス室を設置しており、全社的な法令遵守の推進にあたる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録について、各会議体の事務局が議事録を作成し、定められた保存年限に基づき保存及び管理する。

また、社長決裁を要する稟議書についても、同様に保存及び管理する。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、定期的に開催する各種会議体においてリスク情報を共有すると共に、各部門及び各店舗においては現在制定している規程・マニュアル等に基づき、企業危機の未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組んできたが、今後も情報共有及び法令遵守を徹底し、必要に応じて速やかに規程・マニュアル等の整備を行う。

また、当社事業の特性上、重要度の高いリスクである衛生管理については、より一層の意識及び知識の向上を図るべく講習会への出席や資格取得の推進を積極的に実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、月１回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。

また、取締役会の下に、社長が議長を務める執行役員会を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議・意思決定を行う。

決定された業務の執行状況は、取締役又は執行役員が取締役会・執行役員会等において適宜報告し、また監査役もこれを定期的に監査する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的に開催される取締役会・執行役員会及び部長会等各種会議体を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、法令遵守をはじめリスク情報の共有を図り、あらゆる業務が適正・妥当かつ合理的に行われているかを確認する。

また、社長直轄のコンプライアンス室を設置しており、全社的な法令遵守の推進にあたる。

⑥ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、連結対象子会社においても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行う。

また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築する。

⑦　監査役の職務を補助する使用人について

現時点では、監査役の職務を補助する専任の使用人を設置していないが、監査役会が求めた場合は、取締役会と監査役会で協議し、監査役スタッフを設置するなど実効性のある監査役監査体制の整備に努める。

⑧　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役の職務を補助する使用人を設置していないので、独立性に関する事項の定めは設けないが、それを設置することになった場合には、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとするなど、取締役からの独立性を確保するよう人事的配慮を行う体制とする。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び執行役員会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

取締役会・執行役員会をはじめとする各種会議体における議事録及び稟議書については、監査役に対して回覧する方法で報告を行う。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

また、代表取締役をはじめ執行役員とのより積極的な意見交換を行い、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、温浴施設を直営店とフランチャイズ店により国内外で展開しており、「極楽湯」「RAKU SPA」が地域社会における21世紀型のコミュニティーシンボルとして、また日本特有のお風呂文化を発信する場所として、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」に加えて「心からのおもてなし」を提供し続けることを目指し、事業展開を行ってまいります。

具体的には、以下の５項目を基本方針として策定しております。

1) 温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業としての適切な利益を安定的に獲得する
2) あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3) 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4)「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5) ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

上記の経営理念のもと、スーパー銭湯のパイオニアとして確立してきたビジネスモデルを持つ当社を経営するにあたっては、“お風呂”を日本の文化と捉え、その文化を継承・発展させていくことに対する真摯な気持ち、温浴事業に対する高度な専門知識や豊富な経験、並びに当社を取り巻くあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、このような様々な要素が、当社の企業価値の源泉となるとともに、株主の皆様の共同利益を図っているものと考えております。

② 基本方針の実現のための具体的な取組みの概要

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではあり

ません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等類型的に濫用目的をもって当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主の皆様にとって必要であると考えております。

そのため、当社は、平成25年12月20日の取締役会決議により、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策を更新しております。

当社取締役会としては、当該対応策は、原則として当社株式の売買を市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう合理的なルールを設定するものであり、株主共同の利益に資すると考えております。したがいまして、上記の当社の基本方針にも沿うものであると考えております。

なお、当社取締役会にて設定した当該対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイトに開示しておりますのでご参照ください。

(http://www.gokurakuyu.ne.jp/news/company/upload_images/news131220-3.pdf)

（注）　本事業報告中の記載は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,337,454**	**流動負債**	**4,585,937**
現金及び預金	3,932,834	買掛金	365,791
売掛金	132,953	短期借入金	200,000
未収入金	6,370	１年内償還予定の社債	115,400
たな卸資産	64,211	１年内返済予定の長期借入金	2,034,328
繰延税金資産	38,595	未払金	386,691
その他	162,489	未払法人税等	127,617
固定資産	**11,956,787**	前受金	908,670
有形固定資産	**9,650,643**	賞与引当金	72,254
建物及び構築物	7,868,208	その他	375,184
工具、器具及び備品	427,105	**固定負債**	**5,779,193**
土地	182,051	社債	227,500
リース資産	1,217	長期借入金	4,690,690
建設仮勘定	1,172,060	退職給付に係る負債	96,550
無形固定資産	**217,386**	資産除去債務	478,013
投資その他の資産	**2,088,757**	その他	286,439
投資有価証券	28,740	**負債合計**	**10,365,131**
長期貸付金	78,073	**純資産の部**	
繰延税金資産	481,220	**株主資本**	**4,436,684**
敷金及び保証金	871,260	**資本金**	**2,350,759**
その他	633,963	**資本剰余金**	**2,396,797**
貸倒引当金	△4,500	**利益剰余金**	**45,266**
繰延資産	**91,385**	**自己株式**	**△356,138**
		その他の包括利益累計額	**286,622**
		その他有価証券評価差額金	△1,209
		為替換算調整勘定	287,832
		新株予約権	**52,049**
		少数株主持分	**1,245,139**
		純資産合計	**6,020,496**
資産合計	**16,385,627**	**負債・純資産合計**	**16,385,627**

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		12,051,425
売上原価		10,880,930
売上総利益		1,170,495
販売費及び一般管理費		983,539
営業利益		186,955
営業外収益		
受取利息	14,669	
受取家賃	18,888	
為替差益	3,074	
協賛金収入	49,370	
その他	46,425	132,428
営業外費用		
支払利息	100,440	
シンジケートローン手数料	5,000	
その他	9,591	115,032
経常利益		204,351
特別利益		
新株予約権戻入益	4,658	
子会社株式売却益	147,920	152,579
特別損失		
固定資産除却損	1,628	1,628
税金等調整前当期純利益		355,303
法人税、住民税及び事業税	153,699	
法人税等調整額	54,125	207,824
少数株主損益調整前当期純利益		147,478
少数株主利益		36,293
当期純利益		111,184

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,061,053	2,171,953	△67,278	△356,138	3,809,590
当期変動額					
新株の発行	289,705	289,705			579,411
剰余金の配当		△64,861			△64,861
当期純利益			111,184		111,184
連結除外による増加			1,359		1,359
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	289,705	224,843	112,544	―	627,094
当期末残高	2,350,759	2,396,797	45,266	△356,138	4,436,684

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△999	308,966	307,967	95,643	―	4,213,201
当期変動額						
新株の発行						579,411
剰余金の配当						△64,861
当期純利益						111,184
連結除外による増加						1,359
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△210	△21,134	△21,344	△43,593	1,245,139	1,180,200
当期変動額合計	△210	△21,134	△21,344	△43,593	1,245,139	1,807,295
当期末残高	△1,209	287,832	286,622	52,049	1,245,139	6,020,496

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　３社

連結子会社の名称　　極楽湯中国控股有限公司
極楽湯（上海）沐浴有限公司
極楽湯（上海）沐浴管理有限公司

（注）１　当連結会計年度より、新たに設立した極楽湯中国控股有限公司及び極楽湯（上海）沐浴管理有限公司を連結の範囲に含めております。

２　連結子会社であった大連極楽温泉開発技術諮詢有限公司は平成27年３月に清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数　　―社

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、極楽湯中国控股有限公司、極楽湯（上海）沐浴有限公司及び極楽湯（上海）沐浴管理有限公司の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a 時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

a 商　品

総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

b 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 及 び 構 築 物	２～34年
工具、器具及び備品	２～19年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年～７年）に基づいております。

③　リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(3) 引当金の計上基準
①　貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
a 一般債権
貸倒実績率法
b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法
②　賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
①　ヘッジ会計の方法
a ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
b ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ取引
ヘッジ対象……借入金利息
c ヘッジ方針
当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。
d ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
②　繰延資産の処理方法
開業費
５年間で均等償却することとしております。
③　消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　4,977,712千円

２．たな卸資産の内容は次のとおりであります。

商品	34,607千円
貯蔵品	29,604千円
計	64,211千円

３．国庫補助金の交付を受け圧縮記帳している建物の額は、9,491千円であります。

４．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	800,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	600,000千円

Ⅲ．連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　13,670,900株

２．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	64,861	6	平成26年３月31日	平成26年６月27日

３．基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	資本剰余金	76,519	6	平成27年３月31日	平成27年６月26日

４．当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,977,400株

Ⅴ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金及び預金	3,932,834	3,932,834	―
(2)　売掛金	132,953	132,953	―
(3)　投資有価証券	8,740	8,740	―
(4)　敷金及び保証金	871,260	737,080	△134,180
資産計	4,945,789	4,811,609	△134,180
(1)　買掛金	365,791	365,791	―
(2)　短期借入金	200,000	200,000	―
(3)　１年内償還予定の社債	115,400	115,245	△154
(4)　１年内返済予定の長期借入金	2,034,328	2,040,118	5,790
(5)　社債	227,500	224,297	△3,202
(6)　長期借入金	4,690,690	4,761,074	70,384
負債計	7,633,709	7,706,527	72,818

(注) １　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレート等で割り引いた現在価値を算定しております。

負　債

(1) 買掛金、及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) １年内償還予定の社債、及び(5) 社債

社債の時価は、市場価格がないため元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) １年内返済予定の長期借入金、及び(6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

２　非上場株式（連結貸借対照表計上額20,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要
店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から９年～30年と見積り、割引率は1.15％から1.6％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	358,962千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	125,102千円
時の経過による調整額	6,574千円
その他増減額（△は減少）	△12,626千円
期末残高	478,013千円

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	370円36銭
２．１株当たり当期純利益	9円15銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

会計監査人の連結監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社極楽湯
　取締役会　御中

ＵＨＹ東京監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　谷田修一㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　片岡嘉徳㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社極楽湯の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,305,895**	**流動負債**	**4,085,672**
現金及び預金	2,747,494	買掛金	290,325
売掛金	145,243	短期借入金	200,000
未収入金	6,370	１年内償還予定の社債	115,400
商品	22,774	１年内返済予定の長期借入金	2,034,328
貯蔵品	29,604	リース債務	1,446
前払費用	117,594	未払金	295,171
仮払金	357	未払費用	218,925
繰延税金資産	28,930	未払法人税等	88,970
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	195,000	前受金	627,983
立替金	2,430	預り金	2,687
その他	10,093	賞与引当金	52,660
固定資産	**11,047,827**	設備関係未払金	131,995
有形固定資産	**6,549,759**	その他	25,779
建物	5,654,374	**固定負債**	**5,779,193**
構築物	441,219	社債	227,500
工具、器具及び備品	260,252	長期借入金	4,690,690
土地	182,051	退職給付引当金	96,550
リース資産	1,217	資産除去債務	478,013
建設仮勘定	10,644	長期預り保証金	12,943
無形固定資産	**187,854**	長期未払金	28,660
商標権	2,717	長期設備関係未払金	234,419
ソフトウェア	147,596	その他	10,416
水道施設利用権	35,939	**負債合計**	**9,864,866**
電話加入権	1,569	**純資産の部**	
リース資産	32	**株主資本**	**4,438,016**
投資その他の資産	**4,310,213**	**資本金**	**2,350,759**
投資有価証券	28,740	**資本剰余金**	**2,396,797**
関係会社株式	954,202	資本準備金	1,997,359
長期前払費用	103,844	その他資本剰余金	399,438
繰延税金資産	481,220	**利益剰余金**	**46,597**
役員に対する長期貸付金	78,073	利益準備金	50
関係会社長期貸付金	1,238,750	その他利益剰余金	46,547
敷金及び保証金	805,067	別途積立金	32,907
建設協力金	379,835	繰越利益剰余金	13,640
その他	244,979	**自己株式**	**△356,138**
貸倒引当金	△4,500	**評価・換算差額等**	**△1,209**
		その他有価証券評価差額金	△1,209
		新株予約権	**52,049**
		純資産合計	**4,488,856**
資産合計	**14,353,722**	**負債・純資産合計**	**14,353,722**

（注） 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		10,558,228
売上原価		9,717,959
売上総利益		840,268
販売費及び一般管理費		849,968
営業損失		△9,699
営業外収益		
受取利息	25,091	
受取家賃	18,888	
受取配当金	1,185	
協賛金収入	49,370	
その他	44,773	139,309
営業外費用		
支払利息	103,212	
社債利息	7,583	
シンジケートローン手数料	5,000	
その他	1,372	117,168
経常利益		12,441
特別利益		
新株予約権戻入益	4,658	
子会社株式売却益	163,417	168,076
特別損失		
固定資産除却損	1,628	1,628
税引前当期純利益		178,889
法人税、住民税及び事業税	118,656	
法人税等調整額	46,689	165,346
当期純利益		13,543

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,061,053	1,707,653	464,300	2,171,953
当期変動額				
新株の発行	289,705	289,705		289,705
剰余金の配当			△64,861	△64,861
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	289,705	289,705	△64,861	224,843
当期末残高	2,350,759	1,997,359	399,438	2,396,797

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	50	32,907	97	33,054	△356,138	3,909,923
当期変動額						
新株の発行						579,411
剰余金の配当						△64,861
当期純利益			13,543	13,543		13,543
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	13,543	13,543	—	528,092
当期末残高	50	32,907	13,640	46,597	△356,138	4,438,016

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△999	△999	95,643	4,004,567
当期変動額				
新株の発行				579,411
剰余金の配当				△64,861
当期純利益				13,543
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△210	△210	△43,593	△43,803
当期変動額合計	△210	△210	△43,593	484,288
当期末残高	△1,209	△1,209	52,049	4,488,856

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a 時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商　品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品

最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物	２～34年
構 築 物	２～20年
工具、器具及び備品	２～19年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年～７年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金利息

③ ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　4,727,300千円

2．国庫補助金の交付を受け圧縮記帳している建物の額は9,491千円であります。

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　44,108千円

4．取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権　78,073千円

長期金銭債務　28,660千円

5．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	800,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	600,000千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高　営業取引による取引高　64,284千円

営業取引以外の取引高　16,276千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	917,675株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	17,431千円
減価償却費損金算入限度超過額	273,714千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	40,490千円
減損損失累計額	447,260千円
資産除去債務	154,581千円
株式報酬費用	7,267千円
有価証券評価差額金	391千円
貸倒引当金	1,303千円
長期前受収益	3,395千円
現物出資差額	26,447千円
その他	27,900千円
計	1,000,185千円
評価性引当金	△396,145千円
繰延税金資産合計	604,039千円
繰延税金負債	
資産除去債務	71,748千円
保証金利息	22,140千円
繰延税金負債合計	93,888千円
繰延税金資産の純額	510,150千円

（注）　繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産・繰延税金資産	28,930千円
固定資産・繰延税金資産	481,220千円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3％に税率変更いたします。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は50,148千円減少しております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)2	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆丈	(被所有)直接 5.17	当社代表取締役	資金の貸付(注) 1 貸付金の回収 利息の受取 ストックオプションの権利行使	87,357 103,532 1,825 87,357	役員に対する長期貸付金	78,073
役員	高野透	(被所有)直接 0.01	当社取締役	資金の貸付(注1) 貸付金の回収 ストックオプションの権利行使	60,480 60,480 60,480	―	―
役員	松本俊二	―	当社取締役	資金の貸付(注) 1 貸付金の回収 ストックオプションの権利行使	60,480 60,480 60,480	―	―
役員	山口猛	(被所有)直接 0.01	当社取締役	資金の貸付(注) 1 貸付金の回収 ストックオプションの権利行使	60,480 60,480 60,480	―	―
役員	羽塚聡	(被所有)直接 0.04	当社取締役	資金の貸付(注) 1 貸付金の回収 ストックオプションの権利行使	55,800 55,800 55,800	―	―

(注) 1 役員に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

2．子会社との取引

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)2	科目	期末残高(千円)
子会社	極楽湯中国控股有限公司	所有直接 51	役員の兼任	現物出資(注) 1 増資の引受(注) 2	970,000 153,000	―	―
子会社	極楽湯(上海)沐浴有限公司	所有間接 51	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の回収	326,250	1年内回収予定の関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金	132,500 151,250
子会社	極楽湯(上海)沐浴管理有限公司	所有間接 51	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注) 3	1,150,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金	62,500 1,087,500

(注) 1 現物出資については、上海連結子会社1社の全株式を極楽湯中国控股有限公司に現物出資し、その対価として同社の株式を取得したものです。
2 増資の引受については、同社が行った株主割当増資を引き受けたものであります。
3 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
4 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

３．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）２	科目	期末残高（千円）
主要株主（会社等）	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	（被所有）直接 18.85	資本業務提携	子会社株式の売却 売却代金(注) 1 売　却　益	 933,215 163,417	―	―

（注）１ 子会社株式の譲渡価格は、純資産・業績等様々な要素を総合的に勘案し、当事者間において協議の上決定しております。
２ 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

Ⅶ. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から９年～30年と見積り、割引率は1.15%から1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	358,962千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	125,102千円
時の経過による調整額	6,574千円
その他増減額（△は減少）	△12,626千円
期末残高	478,013千円

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　347円90銭
２．１株当たり当期純利益　　1円11銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社極楽湯
　取締役会　御中

ＵＨＹ東京監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　谷田修一㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　片岡嘉徳㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社極楽湯の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等をふまえ、その内容について検討を加えました。当社グループの子会社については、各子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて各子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＵＨＹ東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＵＨＹ東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社　極　楽　湯　監査役会

常勤監査役　山田貞一　㊞

監　査　役　細木正彦　㊞

監　査　役　髙倉　隆　㊞

（注）　監査役２名は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境や業績見通し等を総合的に勘案し、その他資本剰余金を原資として次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき６円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は76,519,350円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

①事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）の追加を行うものであります。

②将来の機動的な資本政策を図るため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～19.　（記載省略） （新　設） 20. 上記各号に附帯する一切の事業	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～19.　（現行どおり） 20. ホテル、旅館等の宿泊施設の企画、運営、管理及び経営 21. 上記各号に附帯する一切の事業
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、36,500,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、54,600,000株とする。

第３号議案　監査役２名選任の件

現監査役山田貞一氏及び細木正彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出にあたりましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	山田貞一（やまだていいち） （昭和31年12月12日生）	昭和55年４月　株式会社ダイヤモンドリゾート（現株式会社ダイヤモンドソサエティ）入社 平成10年４月　株式会社エムアンドエムトラベルサービス入社 平成11年５月　オール興発株式会社入社 平成17年２月　当社　入社 平成23年６月　当社　監査役（現任）	8,575株
2	細木正彦（ほそきまさひこ） （昭和30年８月14日生）	昭和61年７月　青山監査法人入所 平成元年３月　公認会計士登録 平成４年10月　細木公認会計士事務所　登録 平成６年４月　ウィルコンサルティング株式会社代表取締役（現任） 平成19年６月　当社　監査役（現任）	9,708株

（注）１　各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。

２　細木正彦氏は社外監査役候補者であり、当社の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって８年間であります。

３　細木正彦氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで当社の社外監査役を８年間務めており、公認会計士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

４　細木正彦氏は、現在、当社との間で、当社定款第41条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本総会において監査役として再任された場合には、改めて当社との間で同様の契約を締結する予定であります。

５　所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第４号議案　社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして発行する下記の新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

また、第３号議案が原案どおり、承認可決されますと、社外取締役は１名、監査役は３名（うち社外監査役は２名）となります。

記

１．株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

２．株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

7,000個

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式700,000株を上限とし、下記４(1)により本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

３．新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込を要しない。

４．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）についてのみ行われ、調整により生じる１株の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の普通取引の終値平均値とし、１円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権の割当日の終値を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使期間

平成29年７月１日から平成33年６月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間とする。

(4) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の社外取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

ⅰ）社外取締役、監査役もしくは執行役員を解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

ⅱ）従業員を解雇された場合

ⅲ）社外取締役、監査役、執行役員又は従業員が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

ⅳ）社外取締役、監査役の在任期間が１年に満たず、又は割当日から６か月に満たない場合

ⅴ）退職した従業員（管理職を除く）の在籍期間が３年に満たず、又は割当日から１年に満たない場合

ⅵ）退職した従業員（管理職）、執行役員の在籍期間が１年に満たず、又は割当日から１年に満たない場合

② 新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

③ 割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

④　その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の取得事由

①　当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合)、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。

②　新株予約権者が前記(4)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項は、当社取締役会決議により決定する。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



○会　　場　東京都千代田区隼町１番１号
　　グランドアーク半蔵門　３階　光の間
　　電話　(03)3288－0111

○最　寄　駅　東京メトロ 半蔵門線 半蔵門駅 １番出口より徒歩２分
　　東京メトロ 有楽町線 麹町駅 １番出口より徒歩７分